

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第4条の4第1項
処分の概要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第1項（確認の手続）
審査基準：
標準処理期間：1日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：申請者の住所地又は法人の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問い合わせ先：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 TEL 045-211-1212 内線3024、3034
備考：